



# とねっと協議会だより VOL.25

【参加施設数】149 施設（中核施設 12、病院・診療所 76、歯科医療機関 9、調剤薬局 41、検査施設 6、圏域外医療機関 5）

【参加住民数】35,678 人（うち、圏域外住民 47 人） \*3月31日現在

発行日/令和5年4月11日  
電話番号/0480(63)0003

発行/埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局  
FAX / 0480(63)0033 URL/www.saitama-tonet.jp

令和5年3月28日(火)に第23回臨時総会を開催しました。総会では、令和4年度末で契約終了となる「とねっと」システムについて、令和5年度以降のあり方(案)について協議が行われました。

**その結果、延長希望のあった2市1町も含め、7市2町の枠組みによる「とねっと」システムは、令和5年度の1年間延長し、令和5年度末(令和6年3月31日)で事業を終了することとなりました。**

なお、令和6年度に協議会財産の処分等をする必要があるため、清算業務期間(6ヶ月:4月~9月)を設けることとしました。

## I 協議事項

### 1 令和5年度以降の「とねっと」システムのあり方(案)について

「とねっと」システムは、令和5・6年度の2年間延長し、令和7年度から更新する方針となっていました。しかし、構成市町(7市2町)の財政難をはじめ、参加医療機関や住民の患者数の伸び悩みなどの事情により、退会の意向を示す市町が相当数あったことを踏まえ、今後のシステムのあり方について協議が行われ、下記のとおり承認されました。

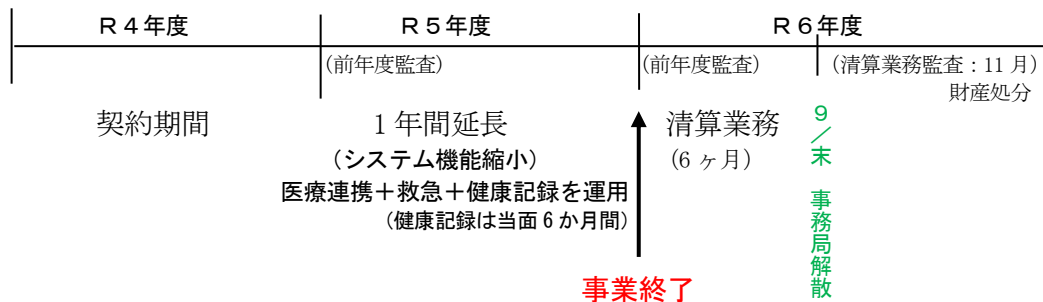
### ○ 構成市町(7市2町の枠組み)による「とねっと」の取扱い

#### ① 事業期間

⇒ 令和4年度の契約期間満了後、参加医療機関、住民・患者への周知や事業終了に向けた対応を考慮した上で、令和5年度の1年間延長し、令和5年度末(令和6年3月31日)で事業終了とする。

なお、令和6年度に前年度の決算監査や財産処分などの事業を実施する必要があるため、清算業務期間(6ヶ月)を設け、令和6年9月30日をもって終了とする。また、事務局も同様に、令和6年9月30日で解散とする。

なお、10月1日以降にかかる清算業務処理については、事務局は9月末に解散するので、改めて構成市町間と協議し対応する。



#### ② 参加医療機関・住民等への周知方法

- 参加医療機関等 ⇒ 協議会事務局から個別通知 (R5年6月~)  
(医科・歯科・調剤薬局・臨床検査施設)
- 住民・患者 ⇒
  - ・事務局HP・窓口での対応 (R5年4月~)
  - ・構成市町の広報紙・HP・掲示版等担当課での掲示 (R5年4月~)
  - ・参加者への個別通知 (R5年7月~)
  - ・報道機関への情報提供 (R5年9月~) など